

# マイナ保険証の作成と 今後の運用について

特別養護老人ホーム シオンとしま

令和6年8月1日作成

## これまでの経緯

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化方針に基づき、健康保険証は令和6年12月2日以降、新規発行や再発行ができなくなります。

（再発行がなければ令和7年7月31日までの健康保険証を活用できます）。

以上のことから、基本的には令和7年8月1日からはマイナ保険証に移行する事となります。

そのため当施設では令和6年3月家族連絡会の際に、「顔認証マイナンバーカード」のご案内もさせて頂き、それに伴う皆様からのアンケートもご協力をいただきました。

しかし、未だに施設として最大の懸念事項である「ご利用者様のマイナンバー保険証の管理方法」が具体化できないという課題が残されたままになっております。

特に2024年度中には介護保険証とマイナンバーの連動に関する詳細について国からの発表を待っている状態で、今日まで具体的な方法を提案できずにおりました。

## 今後の対応について①

令和6年7月に発出されました「東京都後期高齢者医療制度の被保険者の皆様へ」を参考にし、「シオンとしま」といたしましては

「全ご利用者様」に「資格確認書」を現行保険証の代わりとして活用させていただきます。

## 資格確認書について

**従来の健康保険証と同様の取り扱いが可能です。**

但し、令和11年11月30日までが有効期限となります。

### <資格確認書の交付について>

令和6年12月以降当面の間は、マイナンバーカードと保険証が連携されていない方を対象に、被保険者資格情報などを記載した「資格確認書」が無償交付されます。

## (参考) 協会において発行する資格確認書のイメージ

- 材質・サイズ・形状は健康保険証と同様(プラスチック製・カード型)です。
- 有効期間は4～5年です。  
1年単位の発行期間を設定し、発行期間ごとに同一の有効期限を設定するため、発行時期によって有効期限は4～5年になります。
- 資格確認書の記載事項は以下のとおりです

掲載面	記載事項
表面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記号・番号</li> <li>・枝番</li> <li>・氏名(漢字、フリガナ)</li> <li>・被保険者氏名</li> <li>・生年月日</li> <li>・本人・家族区分</li> <li>・被保険者/被扶養者</li> <li>・性別</li> <li>・QRコード</li> </ul> <p>※高齢受給者証等証明書の情報を現行同様、別証として発行するため資格確認書には負担区分を記載しない</p>
裏面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格取得年月日</li> <li>・交付年月日</li> <li>・有効期間の終期(有効期限)</li> <li>・保険者名称・支部名</li> <li>・保険者番号</li> <li>・保険者所在地</li> <li>・公印</li> <li>・旧姓(併記申請があった場合)</li> </ul>

### レイアウトイメージ



## 今後の対応について②

- 前ページ「今後の対応①」を踏まえ、「シオンとしま」といたしましては皆様の現状を3つのタイプに大別します。
  - ①暗証番号マイナンバーを作成済みの方
  - ②顔認証マイナンバーを作成済みの方
  - ③ ①②いずれも作成済みではない方
- 各人の状況に当てはめて頂き、ご対応頂きたい事とスケジュール、ご留意・ご理解いただきたい事を次ページにまとめましたのでご確認並びにご協力のほど、よろしくお願いいたします。

## ①暗証番号マイナンバーを既に作成されている場合

### ○資格確認書の交付について

- 資格確認書の交付申請：**必要**
- 資格確認書の交付申請受付時期：**11月頃予定も現状未定**
- 資格確認書の交付申請を行う方：**ご家族**

\*記載事項等の不明な点については当方でも協力させていただきます。

## ②顔認証マイナンバーを既に作成されている場合

### ○資格確認書の交付について

- 資格確認書の交付申請：**必要**
- 資格確認書の交付申請受付時期：**11月頃予定も現状未定**
- 資格確認書の交付申請を行う方：**ご家族**

\*記載事項等の不明な点については当方でも協力させていただきます。

### ③ マイナンバーカードをまだ作成されていない場合

#### ○ 資格確認書の交付について

・ 資格確認書の交付申請：**不必要**

**(令和6年12月2日以降に、マイナ保険証や有効な紙保険証のいずれも持っていない方に対し、自治体より自動で交付されます)**



## ①・③に該当する方 資格確認書有効期間中（～令和11年11月30日まで）に対応すべき事柄

○顔認証マイナンバーを作成していないご利用者様におかれましては、以下の理由により令和11年11月30日までに顔認証マイナンバーの作成をお願いします。

（顔認証マイナンバー作成理由）

- ・ 資格確認書も5年後に廃止される予定であり、それ以降は医療機関受診ができなくなるため
- ・ 暗証番号マイナンバーでは、医療機関受診時に当施設がご利用者様の暗証番号を把握・管理する必要が出てくるため

（顔認証マイナンバーの作成時期について）

- ・ マイナンバーは本来施設が作成を依頼するものではございませんので、ご家族で対応されるようであれば作成時期は問いません。但し、マイナンバー作成の際はご利用者様ご本人が原則としては交付申請場所に行く必要がございますのでお含み頂きご検討頂きますよう、またその際送迎等のご協力は当方ではできかねます事も併せてご理解ください。

そのため当施設では、顔認証マイナンバー作成の意向がご家族様等より複数聞かれた際に、豊島区と協力し「出張申請」という形をとり対応させて頂きます。その際は随時お知らせいたしますのでご相談下さい。

## 最後に・・・

令和6年3月の家族連絡会時より「マイナンバーカードに関する運用の流れ」につきまして、内容の変更もありご迷惑をおかけし申し訳ありません。

また既にマイナンバーカードを取得されている皆様、今後顔認証マイナンバーを取得される皆様におかれましては、折角マイナンバーカードを作成されましても、その活用は当方都合で遅いと令和11年12月1日からとなる予定です。

本来マイナ保険証を活用する事で利する事もあり、それを不活用とさせて頂く事につきましては大変心苦しく存じますが、前述致しましたように受診時や保管につきまして難しい課題を抱えておりますので、当面はご理解・ご協力いただけますようお願い致します。

また、ご不明な点につきましては施設へお気軽にお問い合わせ頂きますようお願いいたします。